

論点に対する回答

分野	自治体業務の官民連携による集約化・効率化
省庁名	こども家庭庁
<p>自治体職員の数が増加傾向にある中で、自治体業務の民間委託は人手不足解消に向けた解決手段の1つであり、民間委託について自治体が躊躇なく判断ができる環境の整備は我が国の喫緊の課題である。</p> <p>本課題の解決策として、民間事業者の施設における、①自治体職員の非常駐下における業務受託、及び②業務受託の際の個人番号利用事務系システム（住民基本台帳ネットワークシステムは対象外）の利用のそれぞれを可能とするために必要な条件や管理対策を明確化することにより、自治体業務の民間委託を促進しようとの提案がある。</p> <p>ついては、自治体業務の民間委託について下記の関連する論点につき回答されたい。</p>	
<p>1 総務省行政管理局公共サービス改革推進室の通知について</p> <p>平成20年1月17日に発出し、令和元年6月24日が最新改定日となっている、総務省行政管理局公共サービス改革推進室が発出した「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」（参考資料1）に関し、2（1）に「具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。」との記載がある。参考資料1の通知の別紙表に記載がある業務のうち、「児童手当の各種請求書・届出書の受付」（以下「本件所管業務」という。）に関連して、</p> <p>①この記載は、原則として市町村職員の常駐を求めているものの、必須ではなく、市町村の適切な管理が確保されればよいとの解釈でよいか。</p> <p>②「不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制」とは具体的にどのような体制を求めているのか。</p>	
<p>2 民間委託ルールの詳細化等について</p> <p>① 上記1のとおり、常駐規制が必須であるか、常駐が求められないとしても具体的にどのような要件を満たせば民間委託が可能なのかについて、そ</p>	

の文面から、民間事業者及び自治体の職員等が明瞭に判断できるとは言い難い状況である。また、デジタル技術の進展により、情報漏洩・改ざん等の防止方法として、常駐規制が最良の手段とは考え難いほか、政府は「デジタル原則」に基づき、常駐等のアナログ規制の見直しを積極的に行ってきた。これらを踏まえ、常駐規制は不要であること及び民間委託が可能となる場合に自治体・民間事業者が守るべき条件を具体的かつ詳細に明示したガイドライン（参考資料5）、標準委託仕様書（参考資料6）等を整備すべきではないか。

- ② 常駐なく民間委託を実施している例があれば、その例（委託に当たって自治体及び民間事業者が遵守すべきルールを含む）を御教示いただきたい。

3 民間事業者の施設における個人番号利用事務系システムの利用について

- ① 本件所管業務について、セキュリティ対策のなされたネットワークにより、個人番号利用事務系システム（住民基本台帳ネットワークシステムを除く）と市町村庁舎外の遠隔地に所在する民間事業者の施設を接続すること自体は可能との理解でよいか。
- ② ①が可能である場合、自治体及び民間事業者が遵守すべきルールは何か。
- ③ 既に①を実施している場合、その例（接続に当たって自治体及び民間事業者が遵守すべきルールを含む）を御教示いただきたい。
- ④ ①に関わらず、セキュリティ対策がなされたネットワークにより、個人番号利用事務系システム以外のシステムと市町村庁舎外の遠隔地に所在する民間事業者の施設接続した例（接続に当たって自治体及び民間事業者が遵守すべきルールを含む）を御教示いただきたい。

【回答】

- 1 ① 御指摘の記載は、窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の市町村の適切な管理の例示として、市町村職員の常駐を掲げているものであり、市町村の適切な管理のもとで民間事業者が窓口業務を実施できる場合には、市町村職員の常駐は必ずしも必要ではない。
- ② 民間事業者へ委託することが可能な業務は、事実上の行為または補助的業務に限られることから、DVを理由とした児童手当の受給者変更に係る事案等、対応に当たり判断が必要となる業務が生じた場合には、速やかに市町村職員へ引き継ぐことができる体制等を想定している。

- 2 ① 1の①のとおり、窓口業務の民間事業者への委託にあたり、市町村職員の常駐は必ずしも必要ではない。ご指摘を踏まえ、まずは各市町村が民間委託を検討する際に参考となる業務の委託可否の判断に資する手順書の作成について検討したい。
- ② 申請書類の受付業務を郵便局へ委託した事例があると承知している。
- 3 ①～③について
ご指摘については対応可能と考えられるが、今後、各市町村のニーズも踏まえ、具体的な取扱いについて関係省庁とも協議の上で検討したい。
なお、現時点で①を実施している事例については把握していない。
- ④について
各市町村の児童手当業務システムは、いわゆる個人番号利用事務系システムに分類されると考えられることから、ご照会のような事例については把握していない。